

重要事項説明書（指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業）

1 事業所の概要

| | |
|----------|---|
| 事業所名 | 地域包括支援センターはくさん |
| 所在地 | 神奈川県小田原市久野137番地の2 |
| 事業所指定番号 | 1402300063号 |
| 指定年月日 | 2015年4月1日 |
| 管理者 | 青木 薫子 |
| 連絡先 | 0465-66-3066 |
| 営業日 | 月曜日～土曜日 ※但し、祝・祭日及び年末年始(12/29～1/3)は除く |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分まで |
| サービス提供地域 | 小田原市第4圏域（二川・久野 各自治体連合会区） |

2 事業所の職員体制

| 職種 | 人員 |
|-----------|-----------------|
| 管理者 | 1名 主任介護支援専門員と兼務 |
| 主任介護支援専門員 | 1名（常勤 1名） |
| 保健師等 | 1名（常勤 1名） |
| 社会福祉士 | 1名（常勤 1名） |
| その他 | 1名（常勤 1名） |

3 サービスの運営方針等

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」といいます）の提供において、利用者本位に基づき、中立・公立な立場を守り、利用者の状況に最もふさわしい適切な指定介護予防支援等を提供いたします。

- (1) 利用者の「生活の質」の維持・向上を目指します。
- (2) 利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成いたします。
- (3) その人らしい、自立した生活が送れるよう支援いたします。
- (4) 地域・サービス事業者等との連携を保ち、適切な指定介護予防支援等の維持・確保をいたします。
- (5) 利用者は、複数の指定介護予防サービス事業所等を紹介するよう、地域包括支援センターに求めることができます。
- (6) 利用者は、ケアプランに位置付けられている指定介護予防サービス事業所に関して、その事業所を位置付けた理由の説明を地域包括支援センターに求めることができます。

4 指定介護予防支援等の提供方法

事業所は、ケアプラン作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- (1) 介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- (2) 前号の実施状況の把握については、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行います。
- (3) 特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月の翌月から起算して3箇月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があった場合は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。
 - (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- (4) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了する時又は利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅に訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、介護予防サービス計画の達成状況について評価します。

5 損害賠償

事業所は、指定介護予防支援等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し、その損害を賠償いたします。

6 緊急時の対応

事業所は、サービスの提供にあたり、事故・利用者の怪我及び体調の急変が生じた場合等、必要な場合には事前の打合せに基づき、速やかに家族及び主治医に連絡を取る等必要な措置を講じることといたします。

7 利用者負担金

- (1) 指定介護予防支援等については、利用者の負担はありません。
- (2) 通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

8 利用の解約等

- (1) 利用者が指定介護予防支援等に係る訪問、介護予防サービス計画に位置付けられたサービスの取消、又は中断する場合は、事前に担当職員へご連絡ください。
- (2) サービス提供の取消、又は契約を解約しても解約料等は必要ありません。

9 事業所の秘密保持義務

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、理由なく第三者に漏らすことはありません
- (2) 秘密保持につきましては、契約が終了した後も継続します。
- (3) 事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者の介護予防サービス等の提供に係る事業者との連絡調整等に必要最小限の範囲内で、利用者の個人情報を用いることができますものとしします。

10 担当職員

主に担当する職員は次の者です。サービスについてどのようなことでもご相談ください。

また、担当職員と医療機関との連携を円滑にするため、利用者が入院するときは、地域包括支援センターの担当職員の氏名と連絡先を、利用者又は代理人から入院する医療機関に伝えてください。

職 種 _____
氏 名 _____
連絡先 _____ 電話番号 _____

※地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所が実施する場合

事業所番号 _____
名 称 _____
所 在 地 _____
担当介護支援専門員 _____
連 絡 先 _____

1.1 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 適切に実施するための担当者を選定しています。

| | |
|--------------|----------------|
| 虐待の防止に関する担当者 | 相談員（責任者） 青木 薫子 |
|--------------|----------------|

1.2 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

| | |
|---------------------------|---|
| 事業所相談窓口 地域包括支援センターはくさん | 電話番号 0465-66-3066 FAX 番号 0465-34-3222 相談員（責任者） 青木 薫子 対応時間 8:30～17:30 ※但し、祝・祭日及び年末年始(12/29～1/3)は除く |
|---------------------------|---|

- (2) 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

| | |
|---------------------|---|
| 小田原市高齢介護課 介護給付係 | 所在地 小田原市荻窪300 電話番号 0465-33-1827 受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) |
| 神奈川県国民健康保険団体連 合会 | 所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) |

※住所地特例の場合

| | |
|--|-------------------------------|
| | 所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間 |
| | 所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間 |

1.3 法人の概要

| | |
|-------|---|
| 名称 | アースサポート株式会社 |
| 法人種別 | 株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 森山 典明 |
| 所在地 | 東京都渋谷区本町1丁目4番14号 |
| 電話番号 | 03-3377-1100 |
| 事業の概要 | 介護予防支援、介護予防、一般介護予防、介護予防・生活支援、障害福祉、在宅介護支援、居宅介護支援、訪問入浴、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、福祉用具販売・貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、訪問理髪美容、寝具水洗い乾燥消毒、寝具類販売及びリース、クリーニング及び防炎加工、研修の企画・運営、イベントの企画・運営、家事代行 |